

高度な資源循環投資促進税制の創設

<改正のポイント>

1.趣旨・背景

脱炭素社会の実現に向けて、高度な資源循環を一層促進することを目的として創設される。

2.内容

再資源化事業等高度化法の高度再資源化事業計画又は高度分離・回収事業計画の認定を受け、取得等をした一定の機械装置及び器具備品について、再資源化事業等高度化法の施行日から2028(令和10)年年3月31日までの間に取得・事業供用した場合に、一定額の特別償却を行うことができる。

3.適用時期

再資源化事業等高度化法の施行日(公布日から1年6ヵ月以内の政令で定める日に施行)から2028(令和10)年3月31日までの間に取得等し、事業の用に供したものが対象となる。

4.影響

本税制活用による再資源化事業への産業廃棄物処理事業者の挑戦意欲の向上や他分野業種からの参入が期待される。

5.実務のポイント

再資源化事業等高度化法に規定される高度再資源化事業計画又は高度分離・回収事業計画の認定を受けることが前提の税制であるため、具体的な認定要件、申請方法等について、同法施行令等の公表・施行を待ち、詳細を改めて確認する必要がある。

1. 改正の趣旨・背景

脱炭素社会の実現に向けて資源循環を一層促進するため、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(以下、「再資源化事業等高度化法」という)」が2024(令和6)年5月29日に公布され、再資源化事業等の高度化に係る国が一括して認定を行う制度が創設された。これを踏まえ、廃棄物処理事業者の大部分を占める中小企業等の負担軽減、製造業・小売業等と廃棄物処理・リサイクル業等との連携を見据えた事業発掘の環境整備を推進する観点等から、法人税について減税を行う措置が創設される。

2. 改正の内容

(1) 税制措置(制度概要)

再資源化事業等高度化法の高度再資源化事業計画又は高度分離・回収事業計画の認定を受けた法人が、一定の設備の取得等をして、その法人の高度再資源化事業又は高度分離・回収事業の用に供した場合には、一定額の特別償却ができることとする。

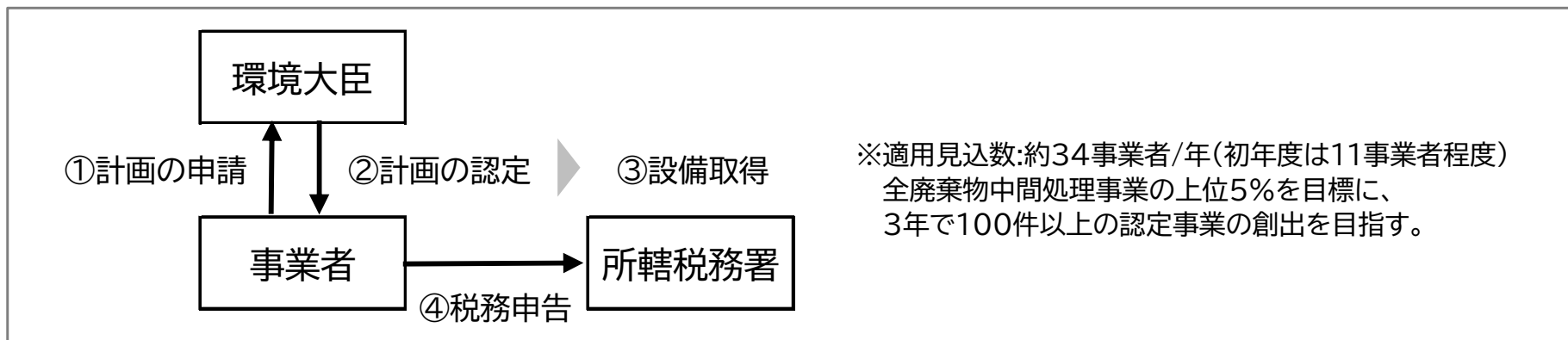
適用対象者及び適用要件	① 青色申告書を提出する法人 ② 高度再資源化事業計画又は高度分離・回収事業計画の認定を受けること ③ 対象資産の取得等をして、その法人の高度再資源化事業又は高度分離・回収事業の用に供すること
対象資産	再資源化事業等高度化設備(※) ※「再資源化事業等高度化設備」とは、認定高度再資源化事業計画又は認定高度分離・回収事業計画に記載された廃棄物処理施設を構成する機械装置及び器具備品のうち、再資源化事業等の高度化に著しく資する設備として環境大臣が財務大臣と協議して指定するもので、1台又は1基の取得価額がそれぞれ次の金額以上のものをいう。 ① 機械装置 2,000万円 ② 器具備品 200万円
税制措置(特別償却)	取得価額(※)× 35% ※対象資産の取得価額の合計額のうち本制度の対象となる金額は 20億円を限度 とする。

※高度再資源化事業…需要に応じた資源循環のために実施する再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分の事業

※高度分離・回収事業…廃棄物から高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化のための廃棄物の処分手業

2. 改正の内容

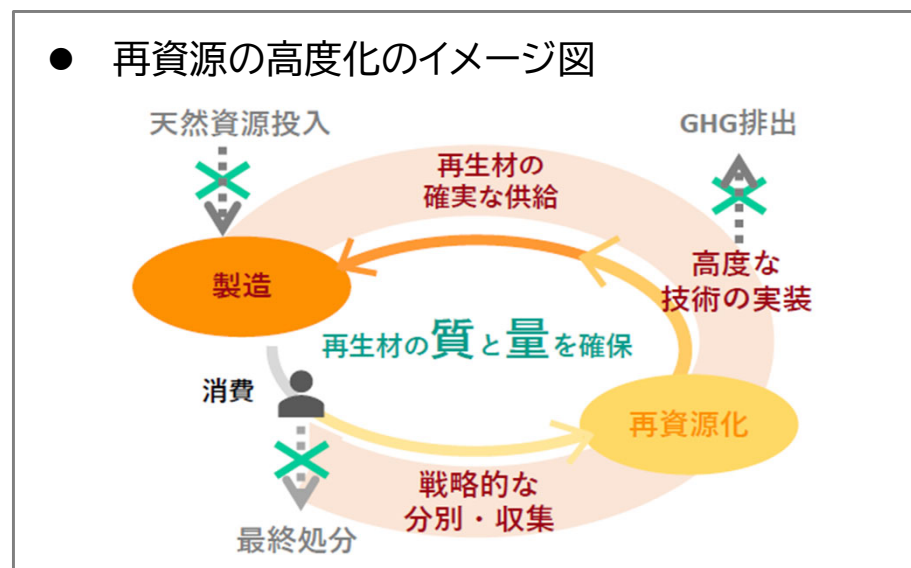
(2) 税制措置(手続きの流れ)



出典:環境省「最近の環境政策の動向(2024年11月5日環境経済課)」(一部加工)

(3) 再資源化事業等高度化法の概要

この法律は、効率的な再資源化の実施、再資源化の生産性の向上等による温室効果ガス(GHG)の排出量の削減効果が高い資源循環の促進を図るため、再資源化のための廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の過程の高度化を促進するための措置等を講ずることにより、環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的として創設。



出典:環境省「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律について(令和6年6月)」

2. 改正の内容

(4) 認定される事業の内容

① 高度再資源化事業

需要に応じた資源循環のために実施する再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分の事業(「高度再資源化事業」)を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、高度再資源化事業の実施に関する計画(「高度再資源化事業計画」という)を作成し、環境大臣の認定を申請することができる。

● 認定事業のイメージ図



例：新幹線の部品を
新幹線の棚にリサイクル

出典：環境省「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律について(令和6年6月)」

2. 改正の内容

(4)認定される事業の内容

②高度分離・回収事業

廃棄物(その再資源化の生産性の向上により資源循環が促進されるものとして環境省令で定めるものに限る)から高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化のための廃棄物の処分の事業(「高度分離・回収事業」)を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、高度分離・回収事業の実施に関する計画(「高度分離・回収事業計画」という)を作成し、環境大臣の認定を申請することができる。

- 認定事業のイメージ図



例：太陽光パネルの
完全リサイクル



例：風力発電のブレード
の解体

出典：環境省「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律について(令和6年6月)」

3. 適用時期

再資源化事業等高度化法の施行日(公布日から1年6ヵ月以内の政令で定める日に施行)から2028(令和10)年3月31日までの間に取得等し、事業の用に供した再資源化事業等高度化設備が対象となる。

4. 改正の影響

本税制活用による再資源化事業への産業廃棄物処理事業者の挑戦意欲の向上や他分野業種からの参入が期待される。

5. 実務のポイント

- 再資源化事業等高度化法の施行日について確認する必要がある(2025年1月31日時点で未施行)。
- 再資源化事業等高度化法の計画の認定の具体的な認定要件、申請方法等を確認する必要がある。
- 他の投資促進税制(地域未来投資促進税制等)との併用適用の可否を確認する必要がある。なお、脱炭素社会の実現に向けた税制措置として他に「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制(産業競争力強化法に規定する一定の計画の認定を受けた機械装置等(生産工程効率化等設備)について一定の特別償却又は税額控除を行うことができる制度)」が存在するが、対象設備・適用要件等が異なるため、各制度について適用可能性を個別に検討する必要がある。
- 「公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置(対象設備等の固定資産税の課税標準額を減ずるもの)」について、対象資産に「再資源化事業等高度化法」に規定する廃棄物処理施設又は設備を加える改正が合わせて実施される。